

広島県告示第十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

令和八年一月八日

広島県知事 横田美香

被聴聞者の住所及び氏名	住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
広島市東区東蟹屋町一〇番一八号	セレクトホーム 有限会社	令和八年二月 八日(水)	午前一時から	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎北館 五階五〇一會議室	法第六十五条第二項第二号の規定に該当する。